

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務名

令和3年度 農業・農村むら機能活性化支援事業業務委託

2. 業務目的

中山間地域における農業や集落の維持を図るためには、集落の住民が集落の将来を見据え、集落の農地、農業用施設をどのように守り、引き継いでいくかを話し合うことが重要です。

本業務は、住民が主体となった集落点検を通じた課題の抽出及び住民の合意に基づく活動計画を策定し、中山間地域等直接支払制度で定める「集落戦略」を作成することを目的としています。

※「集落戦略」：農地の将来像並びに、農地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針

3. 業務内容

下記実施地区において、「集落戦略」を作成するにあたって必要な活動計画を策定し、「集落戦略」へ反映させるものとする。

なお、活動計画の策定に当たっては、住民での話し合いを必須とするとともに、以下の項目について、効果的な方法で実施すること。

- ・住民の話し合いが円滑にかつ効果的に実施されるようにファシリテーターの役割を担うこと。
- ・地域外部（受注者等）が考える課題ではなく、住民意識に基づく集落内部の課題を抽出すること。
- ・課題に対する質の高いアイデアを求めるにあたり、住民の自主性を高める取組を行うこと。
- ・住民の合意形成を行った実効性のある活動計画を策定すること。
- ・策定した活動計画と集落の農地の現状を踏まえて、集落の目標となる集落戦略とすること

【実施地区】

(ア) 紀の川市横谷地区 (イ) 田辺市芳養地区

【業務実施予定時期（住民の話し合い）】

(ア) 7月～9月 (イ) 10月～12月

なお、実施地区との調整により実施予定時期に変更が生じることがある。

4. 委託業務成果品について

- ・住民の話し合いにより作成した「集落戦略」及びその過程については、住民の話し合い終了後速やかに電子データにより提出すること。
- ・上記を含めた委託事業報告書及び電子データについては契約期間終了までに規定部数を提出すること。
- ・集落戦略の様式は下記 HP を参照すること。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/#sanko

中山間地域等直接支払交付金参考様式集（第5期対策）の参4_別紙様式2

5. その他

本仕様書に定めのない内容事項が生じた場合、県と協議し決定すること。